

自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく開示

■ 自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく開示

銀行法施行規則(1982年大蔵省令第10号。以下「規則」という。)第19条の2第1項第5号ニに規定する自己資本の充実の状況について、金融庁長官が別に定める事項(2014年2月18日 金融庁告示第7号)として、事業年度に係る説明資料に記載すべき事項を当該告示に則り開示しております。

なお、本開示における「自己資本比率告示」及び「告示」は、2006年3月27日 金融庁告示第19号を指しております。

I 自己資本の構成に関する開示事項

1. 自己資本の構成及び自己資本比率

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用の上、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しており、また、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては基礎的手法を採用しております。

●単体自己資本比率(国内基準)

(単位:百万円、%)

項 目	2021年度	2022年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	91,766	76,994
うち、資本金及び資本剰余金の額	55,099	55,099
うち、利益剰余金の額	37,441	22,557
うち、自己株式の額(△)	11	—
うち、社外流出予定額(△)	762	661
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	230	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4,505	5,229
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	4,505	5,229
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,547	547
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	644	297
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	98,695	83,068
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	1,143	1,016
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	1,143	1,016
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	4
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	2,244	2,580
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	3,388	3,601
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	95,307	79,466
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,051,624	1,068,453
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	41,778	41,970
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,093,402	1,110,424
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	8.71	7.15

自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく開示

●連結自己資本比率 (国内基準)

(単位: 百万円、%)

項 目	2021年度	2022年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	93,686	78,875
うち、資本金及び資本剰余金の額	55,909	55,909
うち、利益剰余金の額	38,551	23,627
うち、自己株式の額 (△)	11	—
うち、社外流出予定額 (△)	762	661
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	18	232
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	18	232
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	230	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4,575	5,284
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	4,575	5,284
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,547	547
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	644	297
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	100,703	85,237
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1,193	1,054
うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,193	1,054
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	4
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	2,131	2,657
自己保有普通株式等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	3,325	3,716
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	97,378	81,520
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,054,555	1,071,366
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	42,247	42,599
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,096,802	1,113,966
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	8.87	7.31

自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく開示

II 定性的開示事項

1. 連結の範囲に関する事項

○自己資本比率告示第26条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則に基づき連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

連結グループに属する会社と会計連結範囲に含まれる会社と相違点はありません。

○連結グループのうち、連結子会社の数、名称及び主要な業務の内容

2022年3月末の連結グループに属する連結子会社は2社であります。

	2021年度	2022年度
連結子会社数	2社	2社

名称	主要な業務の内容
株式会社中京カード	クレジットカード業務・信用保証業務
中京ファイナンス株式会社	集金代行業務

2023年3月末の連結グループに属する連結子会社は2社であります。

名称	主要な業務の内容
株式会社中京カード	クレジットカード業務・信用保証業務
中京ファイナンス株式会社	集金代行業務

○自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

当該金融業務を営む関連法人等はありません。

○連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

該当ありません。

○連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

連結子会社2社全てにおいて、債務超過会社はなく、自己資本は充実にあります。また、連結グループ内において自己資本に係る支援は行っていません。

2. 自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第25条又は第37条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）の概要

2022年3月末の自己資本調達手段の概要は以下のとおりであります。

(1) 普通株式

発行主体	株式会社中京銀行
資本調達手段の種類	普通株式
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	
連結	55,897百万円
単体	55,087百万円

(2) 新株予約権

発行主体	株式会社中京銀行
資本調達手段の種類	新株予約権
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	
連結	230百万円
単体	230百万円
新株予約権の行使期間	2013年8月1日～2043年7月31日 2014年7月31日～2044年7月30日 2015年7月31日～2045年7月30日 2016年7月28日～2046年7月27日 2017年7月27日～2047年7月26日 2018年8月2日～2048年8月1日 2019年8月1日～2049年7月31日 2020年7月30日～2050年7月29日 2021年7月29日～2051年7月28日

(3) 非支配株主持分

発行主体	
資本調達手段の種類	
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	
連結	
単体	

(4) 劣後特約付社債

発行主体	株式会社中京銀行
資本調達手段の種類	①第8回期限付劣後特約付社債
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	
連結	1,547百万円
単体	1,547百万円
利率	①1.134%
償還期限の有無	あり
その日付	①2023年10月17日
償還等を可能とする特約の概要	なし
初回償還可能日及びその償還金額	
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約	

2023年3月末の自己資本調達手段の概要は以下のとおりであります。

(1) 普通株式

発行主体	株式会社中京銀行
資本調達手段の種類	普通株式
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	
連結	55,909百万円
単体	55,099百万円

(2) 新株予約権

発行主体	
資本調達手段の種類	
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	
連結	
単体	
新株予約権の行使期間	

自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく開示

(3) 非支配株主持分

発行主体	
資本調達手段の種類	
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	
連結	
単体	

(4) 劣後特約付社債

発行主体	株式会社中京銀行
資本調達手段の種類	①第8回期限付劣後特約付社債
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	
連結	547百万円
単体	547百万円
利率	①1.134%
償還期限の有無	あり
その日付	①2023年10月17日
償還等を可能とする特約の概要	なし
初回償還可能日及びその償還金額	
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約	

※以下の「自己資本の充実度に関する評価方法の概要」と「信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要」から「出資等に関するリスク管理」までの開示内容については、当期末、前期末とも相違はありません。

3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当行は、業務に付随して一定の確率で発生が予測される損失への備えとして割当てる資本（以下「リスク資本」という。）を信用リスク資本、市場リスク資本、オペレーショナル・リスク資本にそれぞれ区分して割当て、これらの総額を一定範囲内に制限した上で、各リスクを測定しリスク資本と対比することで、リスクへの備えが十分であるかどうかについてモニタリングを行うことを通じて自己資本の充実度を評価・検証するとともに、資本毀損リスクに備える管理を行っています。

リスク資本に割当可能な原資としては、コア資本の範囲内とすることで、経営の健全性を確保しています。

連結グループでは、連結ベースの自己資本比率を指標とし、十分な自己資本を確保するよう努めています。

4. 信用リスクに関する事項

○リスク管理の方針及び手続の概要

(信用リスクとは)

信用リスクとは、融資取引先の財務状況の悪化などの信用事由に起因して、資産の価値が減少又は消滅し、損失を被るリスクをいいます。

(信用リスク管理の方針)

当行では、信用リスクを確実に認識し、評価・計測するために、個別債務者ごとに信用状況を把握するとともに、与信全体のポートフォリオを定期的にモニタリングすること、及び信用リスクを計量化し、リスク量を数値として管理していくことなどに取り組んでいます。

個別債務者の信用状況については、案件審査を厳正に行うとともに、定期的に資産査定（自己査定）を実施することにより、適切に把握することに努めております。

また、融資取引先の信用力を把握することを目的とした信用格付制度を運用するとともに、大口与信先の状況を定期的に把握することに加え、格付別や業種別の与信状況、保全状況等を把握し、与信全体を管理する手法を取入れ、信用格付別の倒産確率や保全状況等を基にした信用リスク量の把握などの、信用リスク管理に取り組んでおります。

これらの事項につきましては、信用リスク管理規程の中に定めた上で、定期的に経営への報告を行っております。

(貸倒引当金の計上基準)

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準により、次のとおり計上しております。

- 破産、特別清算等、法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと実質的に同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
- 現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権に関して、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権で、かつ、元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー

見積法）により貸倒引当金を計上することとしております。これ以外の債務者に対する債権については、主に債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込みに基づく修正を加えた予想損失率により貸倒引当金を計上しております。

- 貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調又は不安定で、今後の管理に注意を要する債務者（要注意先）のうち、債権の全部又は一部が要管理債権（貸出条件緩和債権及び三月以上延滞債権）である債務者（要管理先）で、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権で、かつ、元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、キャッシュ・フロー見積法により貸倒引当金を計上しております。

- 上記（3）以外の要管理先に対する債権は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（正常先）に対する債権は今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は3年間又は1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込みに基づく修正を加えた予想損失率により貸倒引当金を計上しております。

当行では、正常先及びその他の要注意先に対する債権に関する一般貸倒引当金は、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込みに基づく修正を加えた予想損失率により貸倒引当金を計上しております。

将来見込みに基づく予想損失率の修正方法については、マクロ経済指標の予想を反映する方法を採用しております。具体的には、貸倒の発生確率と相関性の高いマクロ経済指標の将来予測を行い、マクロ経済指標と貸倒実績との相関性から算出した関数を利用してマクロ経済指標の予測値より予想損失率を求めております。その上で、当該予想損失率と過去の一定期間における貸倒実績率の平均値とを比較考量し、必要があればそれぞれに基づき算定された金額の差額を予想損失額に反映しております。

- 全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定管理部署が査定結果を検証の上、資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

○リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付金融機関等の名称

当行では、融資におけるリスク・ウェイトの判定においては、適格格付機関である株式会社格付投資情報センター（R&I）、株式会社日本格付研究所（JCR）の2社を使用しています。

有価証券などの市場性運用資産についてはR&I、JCR、S&Pグローバル・レーティング、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクの4社を使用しています。

ただし、投資信託等の複数の資産を裏付けとする資産（所謂ファンド）については、そのリスク・ウェイトを算出するにあたり、当該運用委託会社が作成する資産構成内訳等に関する報告書で使用されている適格格付機関を、その内容を検証した上で使用しています。

連結グループ各社においては、保有資産のリスク・ウェイトの判定に、適格格付会社の格付を使用しております。

5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行では、自己資本比率の算出において、自己資本比率告示第85条に定める信用リスク削減手法として「包括的手法」を適用しております。

信用リスク削減手法とは、担保、保証、貸出金と預金の相殺、クレジット・デリバティブ、ネットリング等により、保有債権の信用リスクを削減する手法をいいます。

貸出金と自行預金の相殺については、債務者の担保預金及び担保預金以外の預金を対象とし、貸出金は、銀行取引約定書の適用範囲（手形貸付、手形割引、電子記録債権割引、証書貸付、当座貸越、支払承諾、外国為替、派生商品取引）の取引が対象となっております。

派生商品取引及びレボ取引の相対ネットリング契約の適用については、派生商品取引のうち法的に有効なネットリング契約下にある取引に対してネットリング効果を勘案しております。ネットリング対象の取引種類・範囲については、金利関連デリバティブ、外国為替関連デリバティブであります。

自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく開示

レボ形式の取引については、ネットイン効果を勘案しておりません。

主要な担保の種類としては、不動産、有価証券、預金などがあり、不動産担保が主体となっています。

不動産の場合、公示地価あるいは基準地価など公的評価額を基準とし、有価証券の場合、時価に一定の掛目を乗じた金額を基準としています。担保の評価については、いずれも詳細な手続に基づいて厳格に実施しており、定例的な評価替も実施しています。

保証については、信用保証協会、政府関係機関、地方公共団体、及び複数の金融機関が共同で設立した保証会社の保証が主であり、行内手続に基づいて適正に取り扱っています。信用度の評価は、保証履行の確実性が極めて高いものとしています。

連結グループ各社においては、信用リスク削減手法は適用しておりません。

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引における取引相手の信用リスクについては、取引相手毎に信用状況に見合った信用リスク限度枠を設定し、カレント・エクスポージャー方式により算出した信用リスク量が限度枠を超過しないよう月次で管理しています。派生商品カテゴリ毎の信用リスク限度枠の設定は実施しておりません。

なお、当行では、顧客向けの派生商品取引にかかる信用リスクに関しては、オン・バランス取引と一体で管理し、保全や引当の算定を行っております。

金融機関向けの派生商品取引については、取引先金融機関の信用力に応じた与信限度額を設定し、与信額を管理しております。

また、派生商品取引では、当行の信用力が低下した場合に、追加的な担保提供が必要となる場合がありますが、当行は担保として提供可能な資産を十分保有しております。

長期決済期間取引にあたっては、決済履行の可能性等について個別に判断しております。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化取引について、オリジネーター等として関与する場合や、投資家として購入する場合には、所管部及びリスク管理部門でスキームやリスクについて十分検討の上行うこととしております。

ただし当行は証券化取引のオリジネーターやサービサー等としての関与はありません。また、投資家として証券化エクスポージャーは保有しておりません。

(2) 体制の整備及びその運用状況の概要

保有する証券化商品はありませぬ。

(3) 証券化取引に関する会計方針

当行は、証券化取引を利用した資産の売却あるいは資金の調達等は行っておりません。

証券化取引を利用した運用商品を投資目的で保有する場合には、「金融商品会計に関する実務指針」等に基づいて適正に会計処理を行っております。

8. マーケット・リスクに関する事項

当行グループは自己資本比率告示に基づき、マーケット・リスク不算入の特例を適用しております。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクとは、不適切な内部手続き、人的要因、システムあるいは外部要因から、直接又は間接的に損失が生じるリスクをいいます。

当行では、オペレーショナル・リスクを①事務リスク、②システムリスク、③人的リスク、④有形資産リスク、⑤規制・制度変更リスク、⑥風評リスク、⑦外部業務委託リスクの7つに分け、毎期、オペレーショナル・リスクに関する管理方針や具体的なリスク管理施策を取締役会において定め、その施策の遂行状況を取締役会に報告し管理しています。

各リスクについて、それぞれ管理部署と管理規則を定め、一定の権限と責任の下、規則に基づきリスク管理を行っております。

連結グループでは上記に加え、グループ会社のオペレーショナル・リスクを統括管理する規則を定め、各会社のリスク管理の状況について定期的に報告を受ける体制としています。

(2) オペレーショナル・リスク相当額算出に使用する手法

当行及び連結グループは、自己資本比率規制上のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、自己資本比率告示第304条に定める「基礎的手法」(注)を採用しております。

(注)「基礎的手法」とは、自己資本比率算出において、オペレーショナル・リスク相当額を算出するための一手法であり、1年間の粗利益に0.15を乗じて得た額の直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額とするものです。

10. 出資等に関するリスク管理に関する事項

○ リスク管理の方針及び手続の概要

当行では、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む)の価値が変動し損失を被るリスクを市場リスクと認識し、出資その他これに類するエクスポージャー、又は株式等エクスポージャーに関するリスクはこの市場リスクに含まれるものとして管理しております。

上場株式など計量可能な市場リスクは、半期毎に取締役会においてリスク資本の一部を市場リスク資本として配賦しリスクの限度額を設定するとともに、リスク・ポジション限度額を定め、管理を行っております。

市場リスクはリスク統括部が統括管理し、計測した市場リスク量と限度額との対比、損益状況や、ストレス・テストにより金利、為替、株式の相場が大きく変動した場合に損益がどのように変動するかを試算についてモニタリングを行い、定期的にと取締役会等に報告しております。

市場リスクの計測は、バリュー・アット・リスク (VaR) により行っております。信頼区間は99%、保有期間については、当行の投資方針に従い処分決定に要する期間等を反映し125日として計測しております。

出資金等や非上場株式など市場リスク量が計量不可能なものは、「金融商品に関する会計基準」等に基づいて、自己査定により、実質価値を算出して適正に評価・管理していることに加えて、保有金額に一定率を乗じた数値をリスク量と見做し、リスク資本と対比することで、その多寡を評価しています。

株式等の評価方法としては、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

連結グループでは上記に加え、グループ会社のリスク管理状況について統括管理する規則を定め、各会社が保有する出資等又は株式等の状況について定期的に報告を受け、評価損益の状況を把握しております。

11. 金利リスクのリスク管理に関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、「市場金利の変動によって保有している資産・負債の価格や、そこから得られる収益が変動することにより損失が生じるリスク」のことをいいます。

金利リスクは、銀行勘定のうち、金利感応性のある資産、負債、オフ・バランス取引について計測の対象としております。なお、連結グループでは、連結子会社の資産・負債を加えた金利リスクは、銀行本体の金利リスクと比較して影響が軽微であると判断しております。

金利リスクについては、日次もしくは月次で計測しており、定量的に把握しているリスク量が市場リスク資本の範囲内となるようモニタリングしております。なお、金利リスクのモニタリング等の状況は、月次で総合リスク管理委員会に報告するとともに、取締役会等経営に定期的に報告しております。

ヘッジ等金利リスク削減に関しては、半期毎にヘッジ方針を策定の上、経営管理委員会等で個別のヘッジについて協議する体制としております。ヘッジ取引については、定期的の有効性を検証しております。

(2) 金利リスクの算定方法の概要

銀行勘定の金利リスクについては、月次で計測しております。流動性預金は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく、長期間銀行に滞留する預金をコア預金と推計し、内部モデルを用いて満期を割り当てています。したがって、モデルが算出する将来残高の推計値により、 Δ EVEや Δ NIIは影響を受けます。流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年としており、金利改定の平均満期は2.5年程度となっております。固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については、考慮しておりません。

Δ EVEの算出では、複数通貨の取扱いについては、主要な通貨を対象としており、通貨間の相関は考慮せず、通貨別に算出した金利リスクの正の値を単純合算しております。スプレッドに関しては、割引金利にはスプレッドを含めず、キャッシュ・フローにはスプレッドを含めております。

Δ NIIの算出では、複数通貨の取扱いについては、主要な通貨を対象としており、通貨間の相関は考慮せず、単純合算しております。参照金利のリスクフリーレートに対する追従率等は設定しておりません。

銀行勘定の金利リスクに関しては、重要性テストの結果が基準値の20%を下回っており、問題ないと認識しております。

当行では、金利リスクを算定するにあたり、計量可能なリスクについては、ベシス・ポイント・バリュー (BPV) (注1)、ギャップ分析(注2)、バリュー・アット・リスク (VaR) (注3)などの計測手法を用いて計量しており、市場リスクの状況について適正に管理・把握する態勢としております。

また、ストレス・テストを行い、金利が大きく変動した場合等に想定しうる損失額等の把握を行うとともに、バックテストにより、計測結果の検証を行っております。

(注1) BPV …………… 金利が0.01%変化した場合の時価損益の変化

(注2) ギャップ分析 …………… 資産負債の残高を将来の金利改定期ごとに集計して、そのギャップを分析する手法

(注3) VaR …………… 一定の確率の下の予想最大損失額。当行では信頼区間99%、保有期間125日で計量化を実施しています。

自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく開示

Ⅲ 定量的開示事項

1. その他金融機関等（自己資本比率告示第29条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称、所要自己資本を下回った額の総額

該当事項はありません。

2. 自己資本の充実度に関する事項

- (1) 信用リスクに対する所要自己資本の額

●銀行単体

(単位：百万円)

項 目	2021年度		2022年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
【資産（オンバランス）項目】				
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	1,451	58	1,353	54
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公営企業等金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	3,464	138	3,600	144
地方三公社向け	4	0	0	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	10,048	401	10,568	422
法人等向け	495,135	19,805	496,066	19,842
中小企業等向け及び個人向け	186,898	7,475	200,464	8,018
抵当権付住宅ローン	69,929	2,797	69,678	2,787
不動産取得等事業向け	169,924	6,796	171,517	6,860
三月以上延滞等	685	27	671	26
取立未済手形	43	1	42	1
信用保証協会等による保証付	8,594	343	8,450	338
株式会社産業再生機構による保証付	—	—	—	—
出資等	16,925	677	17,017	680
上記以外	25,023	1,000	23,462	938
証券化	—	—	—	—
外部格付準拠方式	—	—	—	—
標準的手法準拠方式	—	—	—	—
1250%のリスクウェイト	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	40,123	1,604	44,549	1,781
ルック・スルー方式	40,123	1,604	44,549	1,781
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—
資産（オンバランス） 計	1,028,253	41,130	1,047,443	41,897
【オフバランス取引等項目（主な内訳）】				
原契約が1年以下のコミットメント	977	39	432	17
原契約が1年超のコミットメント	19,443	777	16,760	670
信用供与に直接的に代替する偶発債務	1,487	59	1,519	60
オフバランス取引等 計	22,564	902	20,084	803
CVAリスク相当額（簡便的リスク計測方式）	806	32	926	37
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
合 計	1,051,624	42,064	1,068,453	42,738

(注) 所要自己資本額=リスク・アセット×4%

自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく開示

●連結グループ

(単位：百万円)

項 目	2021年度		2022年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
【資産（オンバランス）項目】				
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	1,451	58	1,353	54
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公営企業等金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	3,464	138	3,600	144
地方三公社向け	4	0	0	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	10,049	401	10,650	426
法人等向け	495,135	19,805	496,066	19,842
中小企業等向け及び個人向け	188,787	7,551	202,445	8,097
抵当権付住宅ローン	69,929	2,797	69,678	2,787
不動産取得等事業向け	169,924	6,796	171,517	6,860
三月以上延滞等	757	30	772	30
取立未済手形	43	1	42	1
信用保証協会等による保証付	8,594	343	8,450	338
株式会社産業再生機構による保証付	—	—	—	—
出資等	16,129	645	16,222	648
上記以外	26,783	1,071	25,005	1,000
証券化	—	—	—	—
外部格付準拠方式	—	—	—	—
標準的手法準拠方式	—	—	—	—
1250%のリスクウェイト	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	40,123	1,604	44,549	1,781
ルック・スルー方式	40,123	1,604	44,549	1,781
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—
資産（オンバランス） 計	1,031,180	41,247	1,050,354	42,014
【オフバランス取引等項目（主な内訳）】				
原契約が1年以下のコミットメント	977	39	432	17
原契約が1年超のコミットメント	19,443	777	16,760	670
信用供与に直接的に代替する偶発債務	1,491	59	1,521	60
オフバランス取引等 計	22,568	902	20,086	803
CVAリスク相当額（簡便的リスク測定方式）	806	32	926	37
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
合 計	1,054,555	42,182	1,071,366	42,854

(注) 所要自己資本額=リスク・アセット×4%

(2) 総所要自己資本額

●銀行単体

(単位：百万円)

項 目	2021年度	2022年度
	所要自己資本額	所要自己資本額
信用リスク（標準的手法）	42,064	42,738
オペレーショナル・リスク （基礎的手法）	1,671	1,678
合 計	43,736	44,416

●連結グループ

(単位：百万円)

項 目	2021年度	2022年度
	所要自己資本額	所要自己資本額
信用リスク（標準的手法）	42,182	42,854
オペレーショナル・リスク （基礎的手法）	1,689	1,703
合 計	43,872	44,558

自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく開示

3. 信用リスクに関するエクスポージャー及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高

[2021年度]

●銀行単体

(単位：百万円)

			信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			
				貸出金等、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフバランス取引	債 券	デリバティブ取引
国	内	計	2,563,325	2,215,932	343,404	3,988
国	外	計	39,881	3,497	36,383	—
地	域	別 合 計	2,603,206	2,219,430	379,787	3,988
製	造	業	262,081	239,428	22,653	—
農	業、	林 業	1,096	696	399	—
漁		業	288	288	—	—
鉱	業、	採石業、砂利採取業	970	970	—	—
建	設	業	129,339	119,856	9,483	—
電	気・ガス・熱供給・水道業		41,143	32,201	8,941	—
情	報	通 信 業	17,346	13,991	3,355	—
運	輸	業、	75,912	72,017	3,895	—
卸	売	業、	241,127	230,082	11,042	2
金	融	業、	747,667	691,202	54,126	2,338
不	動	産 業、	288,834	281,294	7,540	—
各	種	サ	155,518	151,334	4,183	—
国、	地	方	213,781	19,991	193,789	—
個	々	の	331,387	331,387	—	—
そ		の	96,710	34,685	60,377	1,646
業	種	別 計	2,603,206	2,219,430	379,787	3,988
1	年	以	359,162	326,702	31,757	702
1	年	超	246,299	190,972	53,469	1,857
3	年	超	220,057	156,624	63,215	217
5	年	超	191,452	93,322	98,107	22
7	年	超	351,616	273,073	78,091	451
10	年	以	565,564	542,254	23,099	210
期	間	の	669,053	636,480	32,047	526
残	存	期	2,603,206	2,219,430	379,787	3,988

●連結グループ

(単位：百万円)

			信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			
				貸出金等、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフバランス取引	債 券	デリバティブ取引
国	内	計	2,566,881	2,219,488	343,404	3,988
国	外	計	39,881	3,497	36,383	—
地	域	別 合 計	2,606,762	2,222,986	379,788	3,988
製	造	業	262,081	239,428	22,653	—
農	業、	林 業	1,096	696	399	—
漁		業	288	288	—	—
鉱	業、	採石業、砂利採取業	970	970	—	—
建	設	業	129,339	119,856	9,483	—
電	気・ガス・熱供給・水道業		41,143	32,201	8,941	—
情	報	通 信 業	17,346	13,991	3,355	—
運	輸	業、	75,912	72,017	3,895	—
卸	売	業、	241,128	230,083	11,042	2
金	融	業、	747,045	690,580	54,126	2,338
不	動	産 業、	288,834	281,294	7,540	—
各	種	サ	155,284	151,100	4,183	—
国、	地	方	213,781	19,991	193,789	—
個	々	の	335,385	335,385	—	—
そ		の	97,123	35,098	60,378	1,646
業	種	別 計	2,606,762	2,222,986	379,788	3,988
1	年	以	363,285	330,825	31,757	702
1	年	超	246,299	190,972	53,469	1,857
3	年	超	220,057	156,624	63,215	217
5	年	超	191,452	93,322	98,107	22
7	年	超	351,616	273,073	78,091	451
10	年	以	565,564	542,254	23,099	210
期	間	の	668,486	635,912	32,047	526
残	存	期	2,606,762	2,222,986	379,788	3,988

自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく開示

【2022年度】

●銀行単体

(単位：百万円)

			信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			
			貸出金等、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフバランス取引	債 券	デリバティブ取引	
国	内外	計	2,344,351	1,990,211	348,382	5,757
地	域	別 合 計	30,477	1,322	29,155	—
計			2,374,829	1,991,534	377,537	5,757
製	造	業	248,048	229,576	18,471	—
農	業、	林 業	859	459	399	—
漁		業	238	238	—	—
鉱	業、	採石業、砂利採取業	634	634	—	—
建	設	業	128,985	117,482	11,502	—
電	気・ガス・熱供給・水道	業	40,204	31,723	8,481	—
情	報	通 信 業	16,664	13,442	3,221	—
運	輸	業、	81,073	75,001	6,071	—
卸	売	業、	234,115	222,398	11,717	—
金	融	業、	524,060	468,706	52,501	2,852
不	動	産 業、	286,246	277,272	8,973	—
各	種	サ	157,770	152,449	5,320	—
国、	地	方	207,320	18,899	188,420	—
個	そ	の	347,088	347,088	—	—
業	種	別	101,518	36,158	62,454	2,905
計			2,374,829	1,991,534	377,537	5,757
1	年	以	342,088	320,462	21,241	385
1	年	超	248,193	181,739	64,629	1,824
3	年	超	226,653	132,039	94,290	322
5	年	超	209,724	95,830	113,732	161
7	年	超	344,678	299,093	44,829	754
10	年	超	572,079	571,640	—	439
期間の定めのないもの			431,412	390,728	38,813	1,869
残存期間別合計			2,374,829	1,991,534	377,537	5,757

●連結グループ

(単位：百万円)

			信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高			
			貸出金等、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフバランス取引	債 券	デリバティブ取引	
国	内外	計	2,348,275	1,994,135	348,383	5,757
地	域	別 合 計	30,477	1,322	29,155	—
計			2,378,753	1,995,457	377,538	5,757
製	造	業	248,048	229,576	18,471	—
農	業、	林 業	859	459	399	—
漁		業	238	238	—	—
鉱	業、	採石業、砂利採取業	634	634	—	—
建	設	業	128,985	117,482	11,502	—
電	気・ガス・熱供給・水道	業	40,204	31,723	8,481	—
情	報	通 信 業	16,664	13,442	3,221	—
運	輸	業、	81,073	75,001	6,071	—
卸	売	業、	234,116	222,399	11,717	—
金	融	業、	523,846	468,492	52,501	2,852
不	動	産 業、	286,246	277,272	8,973	—
各	種	サ	157,536	152,215	5,320	—
国、	地	方	207,320	18,899	188,420	—
個	そ	の	351,131	351,131	—	—
業	種	別	101,848	36,487	62,455	2,905
計			2,378,753	1,995,457	377,538	5,757
1	年	以	346,241	324,614	21,241	385
1	年	超	248,193	181,739	64,629	1,824
3	年	超	226,653	132,039	94,290	322
5	年	超	209,724	95,830	113,732	161
7	年	超	344,678	299,093	44,829	754
10	年	超	572,079	571,640	—	439
期間の定めのないもの			431,183	390,500	38,814	1,869
残存期間別合計			2,378,753	1,995,457	377,538	5,757

自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく開示

(2) 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

●銀行単体

(単位：百万円)

			三月以上延滞エクスポージャーの期末残高(注1)							
			2021年度	2022年度						
国	内	計	2,761	3,242						
国	外	計	—	—						
地域別合計			2,761	3,242						
製	造	業	61	67						
農	業、	林業	—	—						
漁		業	6	6						
鉱業、採石業、砂利採取業			—	—						
建	設	業	43	101						
電気・ガス・熱供給・水道業			—	—						
情	報	通	信	業	1	27				
運	輸	業、	郵	便	業	3	5			
卸	売	業、	小	売	業	1,545	2,139			
金	融	業、	保	険	業	—	—			
不	動	産	業、	物	品	賃	貸	業	789	729
各	種	サ	ー	ビ	ス	業	172	69		
国、地方公共団体							—	—		
個							138	96		
そ							—	—		
業	種	別	計				2,761	3,242		

(注) 1. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%以上であるエクスポージャー。

2. 連結グループでは、業種別の区分ごとの算定を行っていないため、区分ごとの記載をしておりません。

(3) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中増減額

●銀行単体

(単位：百万円)

		期首残高	期中増減額	期末残高
一般貸倒引当金	2021年度	2,188	2,229	4,417
	2022年度	4,417	703	5,121
個別貸倒引当金	2021年度	6,378	△328	6,050
	2022年度	6,050	△626	5,423
特定海外債権引当勘定	2021年度	—	—	—
	2022年度	—	—	—
合計	2021年度	8,567	1,900	10,467
	2022年度	10,467	77	10,544

●連結グループ

(単位：百万円)

		期首残高	期中増減額	期末残高
一般貸倒引当金	2021年度	2,262	2,224	4,487
	2022年度	4,487	689	5,176
個別貸倒引当金	2021年度	6,993	△386	6,606
	2022年度	6,606	△675	5,930
特定海外債権引当勘定	2021年度	—	—	—
	2022年度	—	—	—
合計	2021年度	9,255	1,838	11,093
	2022年度	11,093	13	11,107

自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく開示

(4) 個別貸倒引当金の業種別内訳と期中増減額

●銀行単体

【2021年度】

(単位：百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
製 造 業	942	662	942	662
農 業、 林 業	3	3	3	3
漁 業	6	4	6	4
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建 設 業	309	257	309	257
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情 報 通 信 業	42	44	42	44
運 輸 業、 郵 便 業	42	69	42	69
卸 売 業、 小 売 業	3,195	3,332	3,195	3,332
金 融 業、 保 険 業	11	11	11	11
不動産業、物品賃貸業	886	956	886	956
各種サービス業	786	574	786	574
国、地方公共団体	—	—	—	—
個 人	150	134	150	134
そ の 他	—	—	—	—
業 種 別 計	6,378	6,050	6,378	6,050

(注) 連結グループでは、業種別の区分ごとの算定を行っていないため、区分ごとの記載をしておりません。

【2022年度】

(単位：百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
製 造 業	662	709	662	709
農 業、 林 業	3	4	3	4
漁 業	4	3	4	3
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建 設 業	257	328	257	328
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情 報 通 信 業	44	73	44	73
運 輸 業、 郵 便 業	69	253	69	253
卸 売 業、 小 売 業	3,332	2,442	3,332	2,442
金 融 業、 保 険 業	11	11	11	11
不動産業、物品賃貸業	956	698	956	698
各種サービス業	574	753	574	753
国、地方公共団体	—	—	—	—
個 人	134	144	134	144
そ の 他	—	—	—	—
業 種 別 計	6,050	5,423	6,050	5,423

(注) 連結グループでは、業種別の区分ごとの算定を行っていないため、区分ごとの記載をしておりません。

自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく開示

(5) 業種別の貸出金償却

●銀行単体

(単位：百万円)

	貸出金償却	
	2021年度	2022年度
製造業	—	—
農業、林業	—	—
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業、郵便業	—	—
卸売業、小売業	—	—
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	—	—
各種サービス業	—	—
国、地方公共団体	—	—
個人のその他	—	—
業種別計	—	—

(注) 連結グループでは、業種別の区分ごとの算定を行っていないため、区分ごとの記載をしておりません。

(6) リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高及び1250%のリスク・ウェイトを適用した額

●銀行単体

(単位：百万円)

	信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額			
	2021年度		2022年度	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	170,770	814,333	157,607	512,331
10%	37,031	96,182	35,730	96,246
20%	70,424	64,723	76,992	65,971
35%	—	200,291	—	199,558
50%	151,126	22,662	212,859	19,108
75%	15,079	278,201	14,963	301,299
100%	70,189	594,748	75,508	592,471
150%	9,677	5,754	7,412	5,434
350%	1,004	1,006	1,004	328
1250%	—	—	—	—
合計	525,302	2,077,903	582,078	1,792,751

(注) 連結子会社では、信用リスク削減手法の効果を勘案していないため、銀行単体のみ開示しております。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

●銀行単体

(単位：百万円)

	2021年度	2022年度
適格金融資産担保が適用されたエクスポージャー	16,760	79,516
保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー	62,508	61,306

(注) 連結子会社では、信用リスク削減手法の効果を勘案していないため、銀行単体のみ開示しております。

5. 派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項

(1) 派生商品取引の与信相当額算出に用いる方式

先渡取引、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式^(注)にて算出しております。

(注) カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の1つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込み額(ポテンシャル・エクスポージャー)を付加して算出する方法です。

(2) 派生商品取引のグロス再構築コストの額及び与信相当額

●銀行単体

(単位：百万円)

	2021年度	2022年度
グロス再構築コストの額	411	638
与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案前)	3,169	3,874
派生商品取引	3,169	3,874
外国為替関連取引	1,906	1,694
金利関連取引	720	1,428
株式関連取引	542	751
その他のコモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—
与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案後)	3,169	3,767

(注) 1. 原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は除く。

2. 与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案前)は、再構築コスト及びグロスのアドオン額(想定元本額に金融庁告示第19号第79条に定める掛け目を乗じた額)の合計額

●連結グループ

(単位：百万円)

	2021年度	2022年度
グロス再構築コストの額	411	638
与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案前)	3,169	3,874
派生商品取引	3,169	3,874
外国為替関連取引	1,906	1,694
金利関連取引	720	1,428
株式関連取引	542	751
その他のコモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—
与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案後)	3,169	3,767

(注) 1. 原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は除く。

2. 与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案前)は、再構築コスト及びグロスのアドオン額(想定元本額に金融庁告示第19号第79条に定める掛け目を乗じた額)の合計額

自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく開示

(3) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額
該当ありません。

(4) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額
該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項
当行グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーの取組みはありません。

(2) 銀行が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項
当行グループが投資家である証券化エクスポージャーの取組みはありません。

7. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 出資等の貸借対照表計上額及び時価

●銀行単体 (単位：百万円)

	2021年度		2022年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場している出資等	34,330	—	33,021	—
上記に該当しない出資等	4,421	—	3,090	—
合計	38,751	38,751	36,112	36,112

●連結グループ (単位：百万円)

	2021年度		2022年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場している出資等	34,332	—	33,024	—
上記に該当しない出資等	3,625	—	2,294	—
合計	37,958	37,958	35,319	35,319

(2) 出資等の売却及び償却に伴う損益の額

●銀行単体 (単位：百万円)

	2021年度	2022年度
売却損益額	3,922	718
償却額	4	—

●連結グループ (単位：百万円)

	2021年度	2022年度
売却損益額	3,922	718
償却額	4	—

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額、貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

●銀行単体 (単位：百万円)

	2021年度	2022年度
貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額	11,742	9,610
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	—	—

●連結グループ (単位：百万円)

	2021年度	2022年度
貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額	11,744	9,612
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	—	—

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

●銀行単体 (単位：百万円)

計算方式	2021年度	2022年度
ルック・スルー方式	54,240	55,689
マンデート方式	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—
合計	54,240	55,689

●連結グループ (単位：百万円)

計算方式	2021年度	2022年度
ルック・スルー方式	54,240	55,689
マンデート方式	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—
合計	54,240	55,689

自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく開示

9. 金利リスク

●銀行単体

(単位：百万円)

IRRBB：金利リスク					
項番		ΔEVE		ΔNII	
		2021年度	2022年度	2021年度	2022年度
1	上方平行シフト	9,987	5,585	1,272	△877
2	下方平行シフト	—	—	8,184	8,756
3	スティーブ化	13,390	8,668		
4	フラット化				
5	短期金利上方				
6	短期金利低下				
7	最大値	13,390	8,668	8,184	8,756
		2021年度		2022年度	
8	自己資本の額	95,307		79,466	

●連結グループ

(単位：百万円)

IRRBB：金利リスク					
項番		ΔEVE		ΔNII	
		2021年度	2022年度	2021年度	2022年度
1	上方平行シフト	9,987	5,585	1,272	△877
2	下方平行シフト	—	—	8,184	8,756
3	スティーブ化	13,390	8,668		
4	フラット化				
5	短期金利上方				
6	短期金利低下				
7	最大値	13,390	8,668	8,184	8,756
		2021年度		2022年度	
8	自己資本の額	97,378		81,520	

自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく開示

報酬等に関する情報開示

銀行法施行規則（1982年大蔵省令第10号）第19条の2第1項第6号及び同規則第19条の3第4号に規定する、報酬等に関する事項であって銀行及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定める事項（2012年3月29日 金融庁告示第21号）について、事業年度に係る説明資料に記載すべき事項を当該告示に則り開示しております。

1. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

(1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」及び「対象従業員等」(合わせて「対象役職員」)の範囲については、以下のとおりであります。

① 「対象役員」の範囲

「対象役員」は、当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役であります。なお、社外役員を除いております。

② 「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当行の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、当行の対象役員以外の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はありません。

ア 「主要な連結子法人等」の範囲

「主要な連結子法人等」とは、銀行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるもの及びグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であり、対象連結子法人等に該当する子法人等はありません。

イ 「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬等の総額」を同記載の「対象となる役員員数」により除することで算出される「対象役職員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指しますが、当行において「高額の報酬等を受ける者」に該当する者はありません。

なお、退職一時金につきましては、報酬等の金額から退職一時金の全額を一旦控除したものに「退職一時金を在職年数で除した金額」を足し戻した金額をもって、その者の報酬等の金額とみなし、「高額の報酬等を受ける者」の判断を行っております。

ウ 「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」の範囲

「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行の業務の運営に相当程度の影響を与え、又は取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であり、当行において該当する者はありません。

(2) 対象役職員の報酬等の決定について

① 「対象役員」の報酬等の決定について

当行では、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、2022年10月3日開催の臨時株主総会において承認されている報酬総額（年額2億円以内）の範囲内で、社外取締役を委員長とする報酬委員会による審議を経て、取締役会の決議により決定しております。また、監査等委員である取締役の報酬については、同臨時株主総会において承認されている報酬総額（年額50百万円以内）の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

株式報酬型ストック・オプションについても、取締役の報酬額とは別枠で2022年10月3日開催の臨時株主総会において承認されている範囲内（年額50百万円以内）で取締役会で決定し割り当てられております。支給する株式の数は業績・株価に応じて変動するのではなく、役位に応じて決定する設計としております。

(3) 報酬委員会等の構成員に対して払われた報酬等の総額及び報酬委員会等の会議の開催回数

名称	開催回数（2022年4月～2023年3月）
報酬委員会	8回

(注) 報酬等の総額については、報酬委員会等の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載していません。

2. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

(1) 報酬等に関する方針について

① 「対象役員」の報酬等に関する方針

当行は、中長期的な企業価値の向上を目指して役員報酬制度を設計しております。具体的な役員報酬制度といたしましては、役員報酬等の構成を、
 ・基本報酬
 ・賞与
 ・株式報酬型ストック・オプション
 としております。

基本報酬は役員としての職務内容・人物評価・業務実績等を勘案し、賞与は、当行の業績等を勘案して決定しております。

株式報酬型ストック・オプションは、業務執行から独立した立場である監査等委員である取締役を対象外とした上で、中長期の企業価値向上、株価上昇への意欲や士気を一層高めるため、一定の権利行使期間を設定し、役員に職位に応じた新株予約権を付与しております。

役員報酬等は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役は報酬委員会の審議を経て、取締役会にて決定された金額を、監査等委員である取締役は社外役員を含む監査等委員である取締役の協議により決定した金額を支給することとしております。

3. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役職員の報酬等の決定に当たっては、株主総会で役員全体の報酬総額が決議され、決定される仕組みになっております。

4. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

区分	対象役員 (除く社外役員)	対象従業員等
人数	11	-
報酬等総額 (百万円)	183	-
固定報酬の総額	175	-
基本報酬	135	-
株式報酬型ストック・オプション (非金銭報酬等)	39	-
変動報酬の総額	7	-
基本報酬	-	-
賞与	7	-
その他	-	-

(注) 1. 当行(グループ)において「主要な連結子法人等」に該当する子法人等がないため、上記金額は単体ベースの報酬等の総額を記載しております。

2. 対象役職員の報酬等には、あいちフィナンシャルグループの役員としての報酬等が含まれております。

3. 株式報酬型ストック・オプションの権利行使期間は以下のとおりであります。なお、当該ストック・オプション契約では、行使期間中であっても権利行使は役職員の退任時まで繰延べることとしております。

	行使期間
株式会社あいちフィナンシャルグループ第11回新株予約権	2022年10月3日から 2043年7月31日まで
株式会社あいちフィナンシャルグループ第12回新株予約権	2022年10月3日から 2044年7月30日まで
株式会社あいちフィナンシャルグループ第13回新株予約権	2022年10月3日から 2045年7月30日まで
株式会社あいちフィナンシャルグループ第14回新株予約権	2022年10月3日から 2046年7月27日まで
株式会社あいちフィナンシャルグループ第15回新株予約権	2022年10月3日から 2047年7月26日まで
株式会社あいちフィナンシャルグループ第16回新株予約権	2022年10月3日から 2048年8月1日まで
株式会社あいちフィナンシャルグループ第17回新株予約権	2022年10月3日から 2049年7月31日まで
株式会社あいちフィナンシャルグループ第18回新株予約権	2022年10月3日から 2050年7月29日まで
株式会社あいちフィナンシャルグループ第19回新株予約権	2022年10月3日から 2051年7月28日まで
株式会社あいちフィナンシャルグループ第21回新株予約権	2022年12月10日から 2052年12月9日まで

5. 当行の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

当行は、2023年6月23日開催の第117期定時株主総会において、親会社であるあいちフィナンシャルグループ（以下、あいちFG）の株主の皆さまとの一層の価値共有を進めるため、当行の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対して、新たにあいちFG普通株式を割当てる報酬制度を決議しております。

なお、当該報酬制度の導入に伴い、ストックオプション報酬制度では既に付与済みものを除き新たな付与は行いません。

また、当行は、2023年3月8日に開催のあいちFGの取締役会における決議に基づき、賞与に代わる役員報酬として、短期業績連動報酬を導入します。

短期業績連動報酬はあいちFG業績指標の達成状況に応じて報酬額が変動する制度となっております。